

2021年（令和3年）10月1日

## 「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」のご案内

寒川町では、障がい児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて住み慣れた地域で暮らし続けるための機能として、在宅障がい児者の緊急時の生活を支えることを目指し、緊急時における情報共有を円滑に行うため「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」（以下「プラン」という）を作成しました。プラン作成のご希望の方は、お問い合わせください。

### 1. プランの対象者

- ・町内に在住する障がい児者等であって、介護者の急病等による「緊急時」に支援が必要な方
- ・入院中の方、各種施設・グループホーム等に入所されている方は対象にはなりません
- ・介護保険の要介護認定を受けている方につきましては、介護保険のサービスを優先的にご利用ください

### 2. 「緊急時」の定義

- ・このプランにおける「緊急時」とは、介護者の急病、入院、葬祭、死亡等で対象者のケアができない、日常生活が危ぶまれる状態とします  
(プラン対象者の症状や状態悪化等は含まれません)

### 3. プランの作成目的

- ・「緊急時」における支援を円滑にするため、対象者の状態を事前に把握します

### 4. プランの取り扱い

- ・作成したプランは、寒川町福祉課・さむかわ基幹相談支援センター及び、障がい福祉サービス事業所等で共有し、「緊急時」に使用します

### 5. プランの作成及び更新方法

- ・初回は、さむかわ基幹相談支援センター職員と面談を行い、プランを作成いたします
- ・プランを常に最新の情報にするため、必要時或いは1年毎に情報を更新します  
(更新は、相談支援事業所の相談員が行う場合があります)

#### 【問い合わせ先】

寒川町 健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当

TEL：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613